

「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム 開 催 要 項

International Forum on Disabilities to Mark the End Year of
The Asian and Pacific Decade of Disabled Persons

平成 12 年 12 月～平成 15 年 3 月

「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム組織委員会

総合事務局 〒 162-0052 東京都新宿区戸山 1 丁目 22 番 1 号
(財)日本障害者リハビリテーション協会内
電話 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523

「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム関係団体

主唱団体

社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 日本障害者協議会 社会福祉法人全国社会福祉協議会
財団法人日本障害者リハビリテーション協会 日本障害者雇用促進協会
2002年第6回DPI世界会議札幌大会組織委員会(DPI日本会議)
アジア太平洋障害者の十年最終年記念大阪フォーラム組織委員会

後援団体(依頼中)

内閣府 総務省 法務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省
国土交通省 東京都 北海道 大阪府 滋賀県 札幌市 大阪市 堺市
国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)
社団法人経済団体連合会 日本経営者団体連盟 社団法人経済同友会 日本商工会議所
日本赤十字社 国際協力事業団 社会福祉・医療事業団 日本小型自動車振興会
日本財団 財団法人広げよう愛の輪運動基金 他

「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム 事業計画

1. 名称

「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム

英文名 International Forum on Disabilities to Mark the End Year of the Asian and Pacific
Decade of Disabled Persons

2. 主催

「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム組織委員会

〔主唱団体〕

日本身体障害者団体連合会

日本障害者協議会

全国社会福祉協議会

日本障害者リハビリテーション協会

日本障害者雇用促進協会

2002年第6回DPI世界会議札幌大会組織委員会（DPI日本会議）

アジア太平洋障害者の十年最終年記念大阪フォーラム組織委員会

3. 活動の期間

平成12年(2000年)12月～平成15年(2003年)3月

4. 主な事業

(1) **3つの国際会議** (平成14年10月)

1) **第6回DPI (Disabled Peoples' International) 世界会議札幌大会**

世界の障害当事者が、4年に1回各国に集い開催する会議です。2002年(平成14年)は、ポスト十年に向けて障害者の権利条約制定などをテーマに開催します。

期 間：2002年(平成14年)10月15日(火)～18日(金)

日程の詳細は別紙

参加者：約150カ国より、2,000人程度参加見込

会 場：北海道立総合体育センター

〒062-0905 北海道札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1

2) **第12回RI (Rehabilitation International) アジア太平洋地域会議**

リハビリテーション分野の専門家を中心に参加者が集い、アジア太平洋地域各国で4年に1回開催されます。2002年(平成14年)は、DPI世界会議に引き続いて開催し、広く障害当事者の参加を得て、共同宣言の採択を行います。

期 間：2002年(平成14年)10月21日(月)～23日(水)

日程の詳細は別紙

同時開催：国際職業リハビリテーション研究大会

総合リハビリテーション研究大会

参加者：アジア太平洋地域の52の国と地域を中心に1,500人参加見込

(関連国内会議参加者含む)

会 場：国際障害者交流センター

〒590-0115 大阪府堺市茶山台1丁8番1号

3)「アジア太平洋障害者の十年」推進キャンペーン2002

アジア太平洋地域各国の障害者関係NGOを中心に参加者が集い、1993年(平成5年)以来、毎年各国にて開催。NGOの立場から障害者の運動や施策を推進します。

期 間：2002年(平成14年)10月21日(月)～23日(水)(RI会議と同時開催)

日程の詳細は別紙

参加者：アジア太平洋地域各国より500人参加見込(RI会議と同時開催)

会 場：国際障害者交流センター

〒590-0115 大阪府堺市茶山台1丁8番1号

* ESCAP / 「アジア太平洋障害者の十年」最終年ハイレベル政府間会合への協力

十年を評価しポスト十年について話し合う政府間の会合に、障害者団体、民間関係団体も参加し、協議等を行います。

期 間：2002年(平成14年)10月25日(金)～28日(月)(予定)

会 場：滋賀県大津市

(2) 全国バリアフリー・キャンペーン(平成13年10月～平成14年10月)

2002年(平成14年)に開かれる3つの国際会議に向けて、2001年(平成13年)より「全国バリアフリー・キャンペーン」として次の3つのキャンペーン活動を展開します。

1)「欠格条項」総点検キャンペーン

現在政府が進めている63の欠格条項の見直しの推進と、地方自治体における取り組みの促進を図ります。

2)「市町村障害者計画」策定推進キャンペーン

計画が未策定の市町村(37%)、数値目標・精神障害者施策を持たない市町村を中心に、具体的な策定推進の運動を展開します。

3)「情報バリアフリーとIT環境の整備」推進キャンペーン

情報弱者と呼ばれる障害者のくらしの中に、情報に自由にアクセスできる環境を整備する運動を展開します。

5. フォーラム設立に至る経緯

1981年(昭和56年)	国際障害者年
1983年～1992年	国連・障害者の十年
1992年(平成4年)	「国連・障害者の十年」最終年国民会議開催
1993年～2002年	アジア太平洋障害者の十年 毎年、アジア太平洋地域各国にて、十年推進キャンペーン会議の開催 (93年沖縄、94年マニラ、95年ジャカルタ、96年オークランド、97年ソウル、 98年香港、99年クアラルンプール、2000年バンコク、2001年ハノイ)
2000年(平成12年)12月	「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム組織委員会設立
2001年(平成13年)	「3つのキャンペーン活動」スタート
2002年(平成14年)10月	「3つの国際会議」開催

**「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム
収支予算案**

(平成13年度～平成14年度)

科 目	金 額	備 考
収入の部		
1. 主唱団体分担金等収入	120,000,000 (2,000,000) (2,000,000) (2,000,000) (2,000,000) (102,000,000) (2,000,000) (2,000,000) (4,000,000) (2,000,000)	日本身体障害者団体連合会 日本障害者協議会 全国社会福祉協議会 日本障害者リハビリテーション協会 D P I 日本会議 (国際会議積立金含む) 大阪フォーラム組織委員会 日本障害者雇用促進協会 新十年推進会議 フォーラム組織委員会
2. 参加者会費収入	80,000,000 (60,000,000) (20,000,000)	札幌フォーラム@ 30,000円× 2,000名 大阪フォーラム@ 20,000円× 1,000名
3. 寄付金・助成金収入	310,000,000 (150,000,000) (100,000,000) (60,000,000)	寄付金 民間助成金 公益助成団体等
4. 補助金収入	150,000,000 (40,000,000) (50,000,000) (50,000,000) (10,000,000)	厚生労働省 北海道 札幌市 大阪府下自治体等
収入合計	660,000,000	
支出の部		
1. 組織委員会運営費	140,000,000	
(1) フォーラム企画運営費	(35,000,000)	委員会開催費、旅費交通費、諸謝金 ポスター、チラシ、ニュースレター等作成費、記録ビ デオ作成費、報告書、取材費、通信運搬費 障害者施策調査票作成費、調査旅費、諸謝 金、調査集計費、活動指針・資料集・調査 報告書等作成費、全国ブロック別推進キャン ペーン会議開催費、セミナー参加旅費等 札幌への移動・滞在費、大阪への移動・ 滞在費、滋賀への移動・滞在費、ボラン ティア経費、資料費
(2) 広報・記録・報告書作成費	(25,000,000)	
(3) キャンペーン活動推進費	(40,000,000)	
(4) ESCAP 評価会議関係費	(20,000,000)	
(5) 予備費	(20,000,000)	

2. 札幌フォーラム運営費	400,000,000	
(1) 会場費	(81,000,000)	会場使用料 21,000 千円、 会場設営費 60,000 千円
(2) 通訳費	(67,835,000)	一般通訳者（日英仏西） 手話（日・国際）要約筆記（日英） 通訳機材レンタル
(3) 移動交通費	(80,634,000)	道内移動(リフト車・リフトバス・ノンステッ プバス等借上、運転ボランティア経費等)
(4) 招聘旅費	(20,000,000)	主にアフリカ、北米、南米、欧州から 20 名の障害者スピーカー（+ 介助者）
(5) 資料費等	(30,000,000)	資料集・報告書の印刷、翻訳料（日英仏西・点字）
(6) 大会運営費	(111,800,000)	ボランティア交通費、食糧費（参加者昼食代・ 夕食代、交流会、茶菓、歓迎交流会、さよな らパーティ、一般市民向け関連イベント（バ リアフリーフェスティバル、ボランティア育 成費用、大会中の補装具応急修理 ほか）、ガ イドブック代、記念品・IDカード、医事・保 険経費、実施本部経費等。
(7) 予備費	(8,722,000)	
3. 大阪フォーラム運営費	120,000,000	
(1) 会場費	(9,500,000)	会場使用料 5,500 千円 会場設営費 4,000 千円
(2) 通訳費	(11,700,000)	一般通訳者（日英）、手話（日・国際・米） 通訳機材レンタル、要約筆記
(3) 移動交通費	(10,000,000)	関西空港からホテルへ、ホテル・会場間 シャトル用リフトバスなどの借上げ、運 転ボランティア経費等。
(4) 招聘旅費	(22,000,000)	スピーカー費用およびアジア太平洋の途 上国からの参加支援、介助者も含む （計 100 名分）
(5) 資料費等	(11,000,000)	資料代、報告書の印刷（日英）、翻訳料 （日英・点字）
(6) 大会運営費	(53,000,000)	要員経費、大阪での広報・啓発費、印刷 費（招待状、ガイドマップ、コンgres バッグ）、通信・郵送費、ボランティア 経費、食糧費（弁当、茶菓、レセプショ ン、交流会）、実施本部経費、関連事業 開催経費（芸術アトラクション等）、委 員会費用、事務局経費等
(7) 予備費	(2,800,000)	
支出合計	660,000,000	

「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム組織委員会

(順不同)

組織委員長 八代 英太 (衆議院議員・前郵政大臣)

委員長代行 山下 眞臣 (財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 会長)

副委員長 兒玉 明 (社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会 会長)

〃 河端 静子 (日本障害者協議会 代表)

〃 長尾 立子 (社会福祉法人 全国社会福祉協議会 会長)

〃 板山 賢治 (財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 副会長)

〃 松原 亘子 (日本障害者雇用促進協会 会長)

〃 神田 直也 (第6回DPI世界会議札幌大会組織委員会 委員長)

〃 山田 昭義 (DPI日本会議 議長)

〃 嵐谷 安雄 (アジア太平洋障害者の十年最終年記念大阪フォーラム組織委員会 委員長)

〃 松井 亮輔 (国際リハビリテーション協会(RI) 副会長、アジア太平洋地域委員長)

〃 上田 敏 (財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 副会長)

〃 笹川 吉彦 (社会福祉法人 日本盲人会連合 会長)

〃 安藤 豊喜 (財団法人 全日本ろうあ連盟 理事長)

〃 雄谷 助成 (財団法人 日本知的障害者福祉協会 会長)

〃 緒方 直助 (社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会 理事長)

〃 古屋 治男 (財団法人 全国精神障害者家族会連合会 理事長)

〃 谷中 輝雄 (社会福祉法人 全国精神障害者社会復帰施設協会 会長)

〃 江草 安彦 (社団法人 日本重症児福祉協会 理事長)

〃 坂口 亮 (全国肢体不自由児施設運営協議会 会長)

〃 北郷 勲夫 (財団法人 日本障害者スポーツ協会 会長)

顧問 堀 利和 (参議院議員)

〃 荒木 浩 (社団法人 経済団体連合会 副会長 / 東京電力株式会社 取締役会長)

〃 氏家 齊一郎 (財団法人 日本テレビ系列愛の小鳩事業団 理事長)

〃 鷲尾 悦也 (全国労働者共済生活協同組合連合会 理事長)

〃 川上 隆朗 (国際協力事業団 総裁)

〃 堀 達也 (北海道知事)

〃 太田 房江 (大阪府知事)

〃 國松 善次 (滋賀県知事)

〃 桂 信雄 (札幌市長)

〃 磯村 隆文 (大阪市長)

〃 木原 敬介 (堺市長)

〃 中村 隆一 (国立身体障害者リハビリテーションセンター 総長)

監事 花田 春兆 (しののめ 代表)

〃 野村 茂樹 (奥野総合法律事務所 弁護士)

〃 大須賀 郁夫 (わかこま自立生活情報室 代表)

委員

【障害者団体関係】【社会福祉関係】【専門職関係】【教育関係】

【青少年関係】【ボランティア・NPO関係】【女性団体関係】【経済関係】

【労働関係】【交通・運輸関係】【助成団体関係】【マスコミ関係】

【文化芸術関係】【国際関係】【各国在日大使館関係】【国・地方公共団体関係】

の各分野に委嘱 約100名

実行委員会

(順不同)

実行委員長 板山 賢治 (財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 副会長)

総務・企画委員会委員長 藤井 克徳 (日本障害者協議会 常務理事)

キャンペーン委員会委員長 松友 了 (社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会 常務理事)

広報・記録委員会委員長 牧田 克輔 (社会福祉法人 日本盲人会連合 情報部長)

財務委員会委員長 奥山 元保 (財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 常務理事)

国際会議委員会委員長 丸山 一郎 (アジア太平洋障害者の十年推進 NGO 会議 事務局長)

札幌フォーラム委員会委員長 神田 直也 (第6回DPI世界会議札幌大会組織委員会 委員長)

大阪フォーラム委員会委員長 上田 敏 (財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 副会長)

実行委員 約100名

募金特別委員会

(順不同)

募金特別委員長 金田 一郎 (社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター 理事長)

委員長代行/副委員長 土井 豊 (社会福祉法人 全国社会福祉協議会 副会長)

副委員長 兒玉 明 (社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会 会長)

” 河端 静子 (日本障害者協議会 代表)

” 緒方 直助 (社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会 理事長)

” 古屋 治男 (財団法人 全国精神障害者家族会連合会 理事長)

” 山田 昭義 (DPI日本会議 議長)

” 神田 直也 (第6回DPI世界会議札幌大会組織委員会 委員長)

” 嵐谷 安雄 (アジア太平洋障害者の十年最終年記念大阪フォーラム組織委員会 委員長)

” 宮城まり子 (ねむの木学園 理事長)

総合事務局

事務総長 松尾 武昌 (社会福祉法人 全国社会福祉協議会 常務理事)

事務局長 奥山 元保 (財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 常務理事)

「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム 組織委員会 設置要綱

【目的】

第1条 「アジア太平洋障害者の十年」最終年を迎えるにあたり、「アジア太平洋障害者の十年」の活動を振り返り、ポスト十年を含む新世紀の障害者施策のあり方を切り拓くための記念フォーラムを開催し、わが国の障害者福祉の向上に寄与することを目的とする組織を設置する。

【名称】

第2条 この組織は、「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム組織委員会（以下「組織委員会」という。）と称する。

2. 「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム（以下「記念フォーラム」という。）の英文名を、International Forum on Disabilities to Mark the End Year of the Asian and Pacific Decade of Disabled Persons とする。

【事業】

第3条 組織委員会は前条の目的を達成するために、3つの国際会議、3つの国内キャンペーンからなる次の事業を行う。

- (1) 2002年第6回DPI (Disabled Peoples' International)世界会議札幌大会の開催
- (2) RI (Rehabilitation International)アジア太平洋地域会議の開催
及び第25回総合リハビリテーション研究大会並びに国際職業リハビリテーション研究大会の開催
- (3) アジア太平洋障害者の十年推進キャンペーン2002の開催
及び国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)評価会議への協力
- (4) 欠格条項の総点検を含む障害者の権利の確立に関する国内キャンペーン
- (5) 市町村障害者計画の総点検とその推進に関する国内キャンペーン
- (6) ITネットワーク基盤整備の促進に関する国内キャンペーン

【主唱団体】

第4条 組織委員会は、次の7団体の主唱により設置するものである。

- (1) 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
- (2) 日本障害者協議会
- (3) 社会福祉法人全国社会福祉協議会
- (4) 財団法人日本障害者リハビリテーション協会
- (5) 日本障害者雇用促進協会
- (6) 2002年第6回DPI世界会議札幌大会組織委員会(DPI日本会議)
- (7) 「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念大阪フォーラム組織委員会

【組織構成】

第5条 組織委員会に実行委員会及び募金特別委員会を設置する。

2. 組織委員会、実行委員会、募金特別委員会（以下、「各委員会」という）の運営に関する必要事項はこの設置要綱に定めるところによるほか、必要に応じて別に定める運営要綱、規定の定めるところによる。

3. 前項の各委員会は、前条の主唱7団体が推薦する委員をもって構成する。

【組織委員会】

第6条 組織委員会に委員長1名、委員長代行1名、副委員長若干名、監事若干名を置く。

2. 委員長は必要に応じて顧問を委嘱することができる。
3. 委員長は組織委員会を招集し、その議長となる。
4. 委員長不在の場合は、委員長代行が委員長の職務を代行する。
5. 副委員長は委員長を補佐し、組織委員会の円滑な遂行を図る。
6. 監事は、組織委員会の運営全般について監査し、必要に応じて組織委員会に出席して意見を述べることができる。

【組織委員会の任務】

第7条 組織委員会は、実行委員会が作成した記念フォーラムの事業計画、収支予算及び事業報告、収支決算を審査し、承認する。

【実行委員会】

第8条 実行委員会は、記念フォーラムの事業計画及び収支予算の策定、事業の執行、事業報告書、収支計算書の作成を行い、必要事項を組織委員会に報告し承認を得なければならない。

2. 実行委員会に委員長1名、副委員長若干名を置く。
3. 実行委員会委員長は実行委員会を招集し、その議長となる。
4. 実行委員会副委員長は実行委員会委員長を補佐し、実行委員会の円滑な遂行を図る。

【募金特別委員会】

第9条 募金特別委員会は記念フォーラム実施に必要な資金を募金活動によって確保するための募金計画の策定、募金活動の運営実施を行う。

2. 募金特別委員会に委員長1名、副委員長若干名を置く。
3. 募金特別委員会委員長は募金特別委員会を招集し、その議長となる。
4. 募金特別委員会副委員長は募金特別委員会委員長を補佐し、募金特別委員会の円滑な遂行を図る。

【役員】

第10条 組織委員会の委員長、委員長代行、副委員長、監事、事務総長、及び実行委員会委員長並びに募金特別委員会委員長は、組織委員会の役員とし、組織委員会において選任する。

【議決方法】

第11条 第5条2項の各委員会は、それぞれ委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

2. 各委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 委員会開会の定足数、議決の定足数は、委任状によるもの、代理人によるものを出席と認める。
4. 緊急に委員会の議決を必要とする場合、各委員長は会議を開催せず、書面による表決を求めることができる。この場合の議決は、委員総数の過半数で決する。

【事務局】

第12条 組織委員会に事務局を置く。

2. 事務総長は事務局長1名、事務局次長若干名を任命する。
3. 第4条の主唱7団体は事務局員を若干名推薦し、記念フォーラムの事務を分担する。
4. 事務局は、財団法人日本障害者リハビリテーション協会内に置く。

【予算・決算及び会計年度】

第13条 この組織委員会の予算編成及び決算報告は実行委員会において作成し、実行委員会の議決を経て組織委員会の承認を得るものとする。

2. 事業会計年度は別途定める。

【準備・運営経費及び経理処理規定】

第14条 記念フォーラムの実施を含む組織委員会の運営に係る経費は、主唱7団体で分担するとともに、記念フォーラムに対する補助金、助成金、寄付金その他の収入をもって充てる。

2. 組織委員会の経理処理については、別に定めるところによる。

【設置要綱の改正】

第15条 組織委員会の運営は、この要綱の定めるところによる。この設置要綱を変更しようとするときは、組織委員会の承認を必要とする。

【解散】

第16条 この組織は、記念フォーラムが終了し、組織委員会において事業報告及び決算報告の承認を経て全ての事務が終了したときをもって解散する。

【付則】

1. この要綱は、平成12年12月6日より発効する。
2. この要綱は、平成13年11月22日から改正により施行する。

「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム

実行委員会 運営要綱

【要綱の目的】

第1条 「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム（以下「記念フォーラム」という）組織委員会（以下「組織委員会」という。）設置要綱第5条の2項に基づき、実行委員会の運営に関し、必要事項を定める。

【実行委員会の任務】

第2条 実行委員会は組織委員会設置要綱第3条に定める事業を実施するための企画立案、事業計画・収支予算の作成及び事業の実施運営並びに事業報告、収支決算の作成を行う。

2. 事業計画、収支予算及び事業報告、収支決算については、実行委員会の議決を経て、組織委員会の承認を得なければならない。
3. 設置要綱第14条に定める主唱7団体の経費分担の方法など必要事項は、各団体の合意に基づき実行委員会において議決する。

【実行委員会委員長】

第3条 実行委員会委員長は実行委員会を代表し第2条に定める任務を遂行し、必要に応じて事業の執行状況を組織委員会に報告する。

【実行委員会の小委員会】

第4条 実行委員会の下に次の小委員会を設ける。

- (1) 総務・企画委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 広報・記録委員会
- (4) キャンペーン委員会
- (5) 国際会議委員会
- (6) 札幌フォーラム委員会
- (7) 大阪フォーラム委員会

2. 各小委員会の委員は、実行委員の互選により選任する。
3. 各小委員会は、所属する委員の互選により委員長1名を選出する。
4. 各小委員会の委員長は、小委員会を招集し、議長となる。
5. 小委員会の任務は別に定める。

【専門部会】

第5条 各小委員会は必要に応じ、専門部会を設けることができる。

2. 専門部会は、各小委員会の諮問に応じて専門の作業部会として活動し、調査研究及び資料の収集に当たり、その成果を各委員会委員長に報告する。
3. 専門部会の部会長及び委員は、各小委員会の委員長の指名による。
4. 専門部会の部会長は、専門部会を招集し、議長となる。

【各小委員会及び専門部会の事務の所管】

第6条 各小委員会及び専門部会の活動に関する事務は、設置要綱第12条に定める事務局において所管する。

【運営要領の改正】

第7条 この運営要綱を変更しようとするときは、実行委員会の承認を必要とする。

【付 則】

1. この要綱は、平成12年12月6日から施行する。
2. この要綱は、平成13年11月22日から改正により施行する。

「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム 実行委員会小委員会運営要綱

【目的】

第1条 実行委員会が設置する各小委員会の任務等について、以下の通り定める。

【総務・企画委員会】

第2条 総務・企画委員会は、事業計画に基づいて事業の総合的な調整を行い、その実施運営に関し、総括して担当する。

2. 各小委員会で企画された事業は、総務・企画委員会で予算措置を含む調整を行い、実行委員長の決済を得て実施する。

【財務委員会】

第3条 財務委員会は、収支予算、収支決算に関する事項を担当する。

2. 財務委員会は、募金特別委員会の委嘱により、募金特別委員会に関する事項を担当する。

【広報・記録委員会】

第4条 広報・記録委員会は、記念フォーラムに関し、各種障害者関係団体への趣旨の徹底と、国民に対する記念フォーラム開催の意義の広報を担当する。

2. 広報・記録委員会は、記念フォーラムに関する各種記録を担当する。

【キャンペーン委員会】

第5条 キャンペーン委員会は、記念フォーラムで実施する3つの国内キャンペーンの企画立案、及び事業の実施を担当する。

【国際会議委員会】

第6条 国際会議委員会は、記念フォーラムが開催する国際会議、及び滋賀県で開催されるE S C A P 評価会議への協力に関し、共通する国際関係事項の総合調整を担当する。

【札幌フォーラム委員会】

第7条 札幌フォーラム委員会は、札幌市で開催する国際会議及び関連事業の総合調整、連絡を担当する。

【大阪フォーラム委員会】

第8条 大阪フォーラム委員会は、大阪府で開催する国際会議及び関連事業の総合調整、連絡を担当する。

【その他】

第9条 その他小委員会に関する事項については、総務・企画委員会で決定する。

【付 則】この要綱は、平成13年11月22日から施行する。

「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム 経理処理規定

【目的】

第1条 この規定は、「アジア太平洋障害者の十年」最終年記念フォーラム（以下「記念フォーラム」という。）設置要綱第13条第2項及び第14条に基づき、記念フォーラム組織委員会事務局（以下「事務局」という。）における経理処理について規定する。

【経理の原則】

第2条 記念フォーラムの事業に関する経理は、財政状態及び事業運営の実績を明らかにするため、収入及び支出並びに財産の増減及び異動について、取引発生の実実に基づき簿記の原則に従い整然かつ明確に行う。

【経理の期間】

第3条 記念フォーラムの経理の期間は、平成13年4月1日から平成15年3月末日までとする。
2. 経理の期間の会計年度は次の通りとする。
（1）平成13年4月1日から平成14年3月31日までを平成13年度とする。
（2）平成14年4月1日から平成15年3月31日までを平成14年度とする。

【年度所属区分】

第4条 経理の所属区分は、その取引の原因となった事実の生じた日を基準として定める。

【経理区分】

第5条 経理の単位を、一般会計及び特別会計に区分して行う。
2. 特別会計を次の通り設ける。
（1）札幌フォーラム特別会計
（2）大阪フォーラム特別会計
（3）キャンペーン特別会計
3. 札幌フォーラム特別会計は、第6回DPI世界会議札幌大会開催のため組織された札幌大会組織委員会事務局で作成し、実行委員会札幌フォーラム委員会を通じて事務局に報告する。
4. 大阪フォーラム特別会計は、大阪府で開催される記念フォーラムの2つの国際会議等のために組織された大阪フォーラム組織委員会事務局で作成し、実行委員会大阪フォーラム委員会を通じて事務局に報告する。
5. キャンペーン特別会計は、事務局で作成する。

【会計機関】

第6条 事務局長は、事務局における出納責任者として、金銭の出納及び資産管理の命令に関する事務を司る。
2. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長不在の場合は必要に応じて事務局長の職務を代行する。
3. 経理担当者は、事務局長の命令に基づき、金銭の出納及び資産の管理に関する事務を司る。
4. 札幌フォーラム特別会計については札幌大会組織委員会事務局、大阪フォーラム特別会計については大阪フォーラム組織委員会事務局にそれぞれ出納責任者及び経理担当者を置く。
5. 札幌大会組織委員会事務局、大阪フォーラム組織委員会事務局は、この規定に準じて別途に規定を設けることができる。

【出納命令】

第7条 出納は出納責任者の命令により経理担当者が行う。

【現金支払】

第8条 経理担当者は、常用の小口経費の支払いに充てるため、出納責任者の命令により10万円を限度として現金を手元に保管することができる。

【予算・決算】

第9条 収支予算及び収支決算の作成は、各年度毎に行う。
2. やむを得ぬ事情で収入に不足が生じることが予測された場合は、財務委員会及び総務・企画委員会に図り収支予算の調整を行い、実行委員会にその旨を報告し、組織委員会に対し収支予算の修正を求める。

【準拠規定】

第10条 記念フォーラムの経理処理にあたり、この規定に定めのない事項については、財団法人日本障害者リハビリテーション協会の定める会計規程を準用する。

【経理処理規程の改正】

第11条 この規定を変更しようとするときは、実行委員会の承認を必要とする。

【付 則】

1. この規定は、平成12年12月6日から適用する。
2. この規定は、平成13年11月22日から改正により施行する。